

令和3年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和3年6月18日(金曜日)

○日時 令和3年6月18日 午前10時00開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和3年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第3号 網走市手数料条例の一部を改正
する条例制定について
3. 請願第28号 義務教育費国庫負担制度堅持・
負担率2分の1への復元、「30
人以下学級」の実現など教育予
算確保・拡充と就学保障の実現
に向けた意見書提出についての
請願
4. 請願第29号 令和3年度一般会計予算の修正
可決の尊重を求める請願
5. 請願第30号 網走市教育委員会による議会軽
視・民意無視の学校給食の一部
集約化に対し、毅然とした反対
姿勢を貫くことを求める請願
6. 所管事務調査について
7. 行政視察について

○出席委員(7名)

委員長	松浦敏司
副委員長	近藤憲治
委員	石垣直樹
	金兵智則
	川原田英世
	工藤英治
	澤谷淳子

○欠席委員(0名)

○議長 井戸達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(7名)

小田部	照
立崎	聡一
永本	浩子

平賀貴幸

古田純也

村椿敏章

山田庫司郎

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	武田浩一
健康福祉部長	桶屋盛樹
健康福祉部次長	永森浩子
市民活動推進課長	湯浅崇
戸籍保険課長	渡邊真知子
健康推進課長	今野多賀子
介護福祉課長	野呂俊広
子育て支援課長	高畑公朋
子育て支援課参事	小沼麻紀

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学
学校教育部次長	小路谷勝巳
社会教育部次長	岩本博隆
学校教育課長	小松広典
学校教育部参事	高橋善彦
スポーツ課長	大西広幸

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係主査	寺尾昌樹

午前10時00分開会

○松浦敏司委員長 ただいまから、文教民生委員会
を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案2件と請
願を審査いたします。

進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部の審
査を行います。

その後理事者の入替えを行い、教育委員会関係の
議案を審査し、再度理事者を入れ替えて請願の審査

を行います。

それでは、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、新型コロナウイルス感染症検査事業について説明を求めます。

○今野多賀子健康推進課長 議案資料25ページ、資料1号を御覧願います。

令和3年度一般会計健康管理費、新型コロナウイルス感染症検査事業の補正予算につきまして、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、抗原検査の対応を図るため必要な経費を追加補正するものであり、金額は1,708万円となります。

本事業につきましては、感染症指定医療機関に導入した抗原定量検査機器を活用し、ワクチン接種により感染状況が安定するまでの間、福祉施設や企業等が取り組むクラスターの発生防止、また身近なところで感染が発生し、自身の接触歴や行動歴に不安がある場合で、行政検査の対象とならない事例等に対する市民の不安解消を図るため検査に係る費用を助成するものであります。

今年度の事業実施に当たりまして、制度改正により年間助成回数を増やしたこと、また4月下旬以降に発生した小学校、高等学校及び大学での感染事例に伴う大規模なスクリーニングの実施などにより検査数が増加しているため、今後の事業継続に必要な経費のほか、地域における感染拡大により行政検査が優先され、抗原定量検査の迅速な実施が難しい場合を想定し、国でも活用が検討されている抗原定性検査の簡易検査キット購入経費を追加補正するものであります。

2の補正額であります、歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、(1)歳出予算に記載のとおりとなります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 補正前の額408万円に対して、補正額で大分大きく補正をいただいて、市民の安全、安心につながっていくことに大きく期待をしているところです。

それでちょっと何点かわからない点を伺ってい

たいのですが、簡易キットのお話がありましたけれども、これを事前に購入するものになると思うのですが、個数としてはどのくらいでどういったものなのか、ちょっと確認したいのですが。

○今野多賀子健康推進課長 個数は1,000個を予定しております。

鼻腔ぬぐい液を採取しまして、薬液に浸した検体をテストデバイスに5滴程度を垂らして、15分ほど待って結果を確認する検査となります。

確定診断としての使用は推奨されておりませんが、スクリーニングに活用することは可能とされているため、偽陽性となった場合は感染予防策を継続していただき、抗原定量検査につなげることを考えております。

○川原田英世委員 そうしたらこの前もありましたけれども、陽性の疑い、擬陽性の場合には本人のみ知らされて、保健所から本人はPCR検査を受けてくださいというような流れになるのでしょうか。

その後の流れです。

○松浦敏司委員長 答弁はどうですか。

暫時休憩いたします。

午前10時06分休憩

午前10時06分再開

○松浦敏司委員長 再開いたします。

川原田委員の質疑に対する答弁から。

○今野多賀子健康推進課長 結果のほうを確認いたしまして、もし擬陽性となった場合ですが自宅待機、外出自粛など感染予防策を継続していただきまして、抗原定量検査につなげることを考えております。

○川原田英世委員 その確認をするというのは、誰が確認をするのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課長 本人と保健師のほうで行います。

○川原田英世委員 そうしたらその保健師さんが、確認するというのはどのような流れで確認できるのでしょうか。

本人からの何かあるのですかね。結果を報告するとか、どういった流れなのかを確認したいのですが。

○今野多賀子健康推進課長 キットは御自宅でやっただけなのですが、この簡易キットはですね、医療廃棄物となりますのでこちらで回収する際に一緒に確認しまして、医療廃棄物として適正に処理する方向で考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

そこで保健師の方も擬陽性であることがもし確認されれば、そこから保健所につながると、そこはどのようなのですか。

○今野多賀子健康推進課長 うちで実施しています抗原定量検査のほうにつながまして、そちらの結果を待って、また擬陽性でありましたら保健所のPCR検査につながる形となります。

○川原田英世委員 わかりました。

三段階ということなのですね。

わかりましたけれども、もし擬陽性であった場合、自宅待機を要請、これは市ですから市からお願い……保健所の指示ではないから、市としてお願いをすることになるのだと思うのですが、その場合に家から出ないでくださいというお願いをするわけですから、何かしらの支援や対策を考えていかなくてはいけないと思うのですが、そういったことは想定されているのでしょうか。

○桶屋盛樹健康福祉部長 この抗原定性検査の簡易キットの活用としては、この前に学校で大規模なスクリーニングをやりましたけれども、どうしても感染症指定医療機関ですぐに抗原定量検査をできないとか、あと抗原定量検査をやっても1回の検査数が今は200件というようなことでやっていて、それがオーバーフローすると、その方々が検査できないというような事態があるわけです。

そういった方々に、間髪を入れずにちょっと抗原定性検査キットを活用して、その場で検査をしていただくというようなことを想定しています。

それで鼻咽頭ぬぐい液と、鼻腔ぬぐい液と、唾液というようなことで、抗原定性検査というのは3種類でやって、唾液についてはまだ使えないよというようなことで国でも示されていて、あと鼻咽頭ぬぐい液については医師等が採取しなければならないということがあります。

この鼻腔ぬぐい液というのは、医療従事者の管理下のもと保健師も含まれるのですが、その方々の管理下であれば自己採取ができるというようなものなので、それをうまく活用して抗原定性検査からちょっと漏れたような方、そういう方々をちょっと早目にスクリーニングしたいと。

もしそれで擬陽性が出れば、確定診断には使えないものですから、ちょっとお手数なのですが、もう一度抗原定量検査を実施していただいて、どうしても今、火曜日、水曜日、木曜日が抗原定量検査の日

となっていて、それ以外の日ですとか、急に何か検査が必要だとか、あと感染拡大で200件以上ちょっと検査数があふれてしまったとか、そういった場合の想定した検査というようなことで、この検査キットを備えたいというような趣旨で今回追加補正に上げさせていただきました。

○川原田英世委員 はい、よくわかりました。

それで僕が今聞いたのは、やっぱり抗原検査にまず自宅等で見て、もし自分が疑いであるとなった、でも火、水、木ですか、金曜日とかに出ちゃう、本当の確認をするのには、今度火曜日になるわけですよ。

その間までは自宅待機をお願いするのだけれども、市としてお願いするという立場になったときには、保健所がお願いするというとはちょっと立場が違うわけですよ。

だからそのときのことを想定して、何か考えておかななくちゃいけませんよねということで、どういった見解なのかをちょっと伺ったのですが、そういったケースをちょっと想定して、何か考えがあるのかなと思つての確認です。

○桶屋盛樹健康福祉部長 正直言いまして、今そこまでの想定をしていなくてですね、とにかく今、スクリーニング、抗原定量検査から漏れた方とか、大規模なクラスターに対応するためにまず備えたいというふうなことで今回追加補正ということで、今後そういったこともですね、委員がお示しのと通りの事態も想定されるので、そこはもう少し研究をですね、備えていきたいと考えてございます。

○川原田英世委員 ぜひ、その点もお願いしたいというふうに思います。

まず、備えがしっかりとこれからまだ強化されるということで、そこは非常に安心しているところですので、ぜひ取組をお願いします。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○石垣直樹委員 今、お話を聞いていて簡易検査キット、これは大規模なスクリーニングに対して、抗原検査から漏れた方に対して配付するというお話だったのですけれども、今市民の方は、親が亡くなりだとか、近隣の市町村にどうしても行かなければいけない、帰ってきたときに心配だから自主的にドラッグストア等で検査キットを買って検査をしています。

こういった方々に、この簡易検査キットを配付るとか、または購入費の助成を行うとか、そういっ

た案は今のところあるのでしょうか。

○今野多賀子健康推進課長 今のところはありません。今後研究してまいります。

○松浦敏司委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

○金兵智則委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、今回1,708万円の予算のうちこの1,584万円というのが抗原定量検査の増加分なのかなと。

そして、消耗品費っていう中にキットと多分定量検査のときにも消耗品費があるので、そこが多分124万円が内訳になると思うのですけれども、その内訳を教えてくださいでもいいですか。

○今野多賀子健康推進課長 定量検査の唾液採取キットが36万円ですね。

需用費としまして先ほどお伝えしました定量検査の容器代で200円の1,800個で36万円ですね。

定性検査の簡易キットで、880円の1,000個で88万円です。

委託料としまして、定量検査の委託料8,800円の1,800人分で1,584万円ほどとなります。

○金兵智則委員 委託料のほうは定量検査の委託料ということで、消耗品が36万円と88万円だよということなのですけれども、この検査委託料なのですが、4月に大規模のものが行われて多分足りなくなった、プラス今後の分もという考えなのか、とりあえず今足りなくなった分の委託料を補正しましたよという感覚なのか、そこをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○松浦敏司委員長 休憩しますか。

暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時18分再開

○松浦敏司委員長 再開します。

金兵委員の質疑に対する答弁から。

○永森浩子健康福祉部次長 内訳ですが、今回の補正分の委託料の関係ということですよ。

4月の下旬に感染拡大が起きまして、そのときに検査した件数が約600名です。

その部分プラス施設の関係ですね、今の予算の残額が施設の関係で最大4回受けられるのですけれども、2、3回目までできることになっています。

施設の4回目で1,200人分、それを合わせて1,800人分の追加補正というふうな算出で出しています。

○金兵智則委員 1,800人分の委託料で600人が4月で行われた分、今後の分として1,200人分、施設の

方々の分ということで、1,200人分の予算を確保したいということでの補正予算だということと理解して……それで大丈夫ですかね。

○永森浩子健康福祉部次長 そのとおりです。

○金兵智則委員 1,200人の方の中には、例えば受けたいと言った人が受けられる分も入っているってということでいいのですよね。

全部が全部施設の方だったら、今後市民の方で受けたいと言った人が受けられないということになるので、1,200人の中にはその施設の方の4回目プラス、今後多分要望があるだろう市民の方も含めての1,200人分だということと理解していいですかね。

○永森浩子健康福祉部次長 今の予算残額の中に、市民の分400名の今後のものが含まれております。

ですので、この1,800名の中の1,200名分は、施設の4回目というふうに考えております。

○金兵智則委員 何となくわかりました。

多分、今の最初の予算の408万円を全て使い切ったのではなくて、4月にやった分の600人は今度の補正の分で使うと。

408万円中にはまだ市民の分が残っているよという説明だったのだと思います。

その上でお伺いしたいのですけれども、定量検査って9,000円の検査の半分の4,500円を助成しますよという事業だったと思うのですけれども、配ると言われる簡易定性検査、さっき一つ880円と言っていたのですけれども、これを配付するときには負担とかはどうなるのですか。

○梶屋盛樹健康福祉部長 今回、学校関係というようなことで、無料でやったということもあるので、今回この簡易キットの配付もですね、そういったケースを想定しての追加なので、利用者負担を取るとことはちょっと考えてはいないのですが、先ほど川原田委員からもお話がありましたように、今後いろいろな運用が出てくると思いますので、そのときにまたそういった利用者負担の部分を検討していきたいと考えてございます。

○金兵智則委員 様々なケースがある中で、様々なケースに対応ができるよということと、体制を整備するということなのだと思うのですけれども、ちょっと僕が簡易検査キットの消費期限と言えいいのですかね、期限があるかどうかもちょうとよくわからないのですけれども、そのケースに当てはまらなければ、この1,000個がずっと使われな

置いてあるってということもあると思うので、その辺のことも考えておいてもらいたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今確認した時点では、この抗原定性検査のキットというのは、消費期限1年というようなことなので、一気に揃えるのではなく徐々に追加していくような、そうなるとちょっと先ほどの答弁とオーバーフローしたときの対応というように、数が足りないということもちょっと出るかもしれませんが、そこは消費期限がございまずので、そこを考えながら追加をしていきたいというふうに考えてございます。

○金兵智則委員 様々なケースに対応するためということで、理解はしたいというふうに思いますけれども、無駄にならないようにだけはしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、新型コロナウイルス感染症検査事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

永森健康福祉部次長と今野健康推進課長は、ワクチン接種会場の業務のため、途中で退席しますので、その点御承知おきを願います。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、コミュニティ活動備品整備事業補助金について説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料18ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算中、市民活動費コミュニティ活動備品整備事業補助金の補正について御説明いたします。

初めに1、補正の理由及び内容ですが、呼人地区町内会連合会が、地域住民のコミュニティ活動に活用するイベント用テントの整備に対し補助するため補正するものです。

内容につきましては、ワンタッチ式のイベント用テント4張りの整備に対し110万円を補助するものであります。

次に2、補正額ですが（1）歳出の予算は、事業名にコミュニティ活動備品整備事業補助金を追加し、110万円を補正するものです。

補正に係る財源につきましては、全額一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金で、（2）の歳入予算に追加するものです。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 では質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○澤谷淳子委員 ただいまワンタッチ式で4張りということだったのですけれども、この利用はイベント等というふうに言っているのですが、よくあそこでパークゴルフなどを行っている高齢の方々のあずまやみたいなのが、もう結局使えない状態なですけれども、椅子とかは置いてあるのですけれども、それにも簡易的に使えるようなものでしょうか。

それともやっぱりイベントに限定されていますか、利用するのには。

○湯浅崇市民活動推進課長 購入後につきましては、備品貸出規程を作成しまして、コミュニティ活動や地域のイベント、スポーツなどで利用できるように貸出しも可能なようにですね、対応したいというふうに考えております。

○澤谷淳子委員 それではきちんと規定をつくりまして、貸出しして欲しい方は、個人の方でも町内の方でも借りられるというような形ですね。

ありがとうございます。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○石垣直樹委員 この補助に対する補助の割合は、どれくらいになるのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 今回の整備事業につきましては、総額112万5,080円の費用がかかるというふうに伺っております。

そのうち、110万円を補助するものでありまして、差額の2万5,080円につきましては、呼人地区町内会連合会が負担を行うということになっております。

○石垣直樹委員 これはほかの町内会でも使えるのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 先ほど説明したとおりですね、貸出規程を作成しますので、ほかの呼人地区がですね、使っていないときは、申請すればですね、お貸しいただけるような形になります。

○石垣直樹委員 ごめんなさい、この補助はほかの町内会でも使えるのですか。

○湯浅崇市民活動推進課長 市のほうにですね、要望があればですね、コミュニティ活動助成としてですね、北海道のほうに要望していきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

○川原田英世委員 今の石垣委員の質問と同じような感じなのですが、これは自治体で大体幾らとか、スキームは決まっているものなのでしょうか。

それとも要望があれば審査されて、その審査順でという形なのか、ちょっとこのスキームを教えてください。

○湯浅崇市民活動推進課長 コミュニティ助成事業につきましては、宝くじの益金を活用して一般財団法人自治総合センターが都道府県を通じて各自自治体の事業に補助するものでございまして、一応枠というものが北海道のほうではありますが、各自自治体からの要望に基づいてですね、配分されるというふうに伺っております、必ずしも該当するという事にはならないと思います。

活用の内容につきましては、主に備品の購入や整備に対しての補助金という形になります。

○川原田英世委員 わかりました。

都道府県単位では枠があるということですが、後はその目的に合っていれば早い者勝ちなのかどうかはわからないですが、いろいろと地域の声を聞いてくれるというものもあるのだろうなということで、今答弁で認識をしました。

そういうことであれば今回の呼人地域ですが、可能な範囲、それが当たる、当たらないがあるのでしょうか、市内のこういったコミュニティ活動されているところに声をかけるなり周知をして、当たるかどうかは審査次第といういろいろあるのかもしれないですが、活用できるかもしれませんよっていうのをコミュニティが知っているということが、知って活用しようとするということが、また地域の自治の活性化にもつながりますので、そういったことを取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 今後、町内会連合会等を通じてですね、このような助成の情報については、十分市内の住民自治組織に通知していきたいと考えております。

○松浦敏司委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、コミュニティ活動備品整備事業補助金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、集会施設設置改修事業について説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料19ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算中、市民活動費、集会施設設置改修事業の補正について御説明いたします。

初めに1、補正の理由及び内容ですが、潮見ヶ丘町内会が行う、集会所の増築改修工事に対し補助を行うため追加補正するものであります。

内容につきましては、潮見ヶ丘町内会が所有管理する潮見ヶ丘集会所の増築改修費総額555万5,000円に対し、集会施設の増築と事業費に対する補助金交付要領に基づき、事業費の2分の1の額である277万7,500円を補助するものであります。

次に補正額ですが、歳出予算は集会施設設置改修事業に227万8,000円を追加し、補正後の事業費総額は543万4,000円となるものであります。

説明は以上です。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、集会施設設置改修事業については全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、消費生活相談事業について説明を求めます。

○湯浅崇市民活動推進課長 議案資料20ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算中、市民活動費消費生活相談事業の補正について御説明いたします。

初めに1、補正の理由及び内容ですが、北海道消費者行政強化事業を活用し、消費生活に関わる消費生活相談員の相談技術の向上と、消費者問題に対する市民意識の向上を図るほか、新型コロナウイルスワクチン接種などに便乗した悪質商法への注意喚起を行うための事業費を追加補正するものであります。

内容につきましては、網走消費者協会に委託して実施します、消費者教育講座の講師謝礼20万円、啓発資料の作成費39万1,000円、消費セミナーの開催委託料12万円、消費生活相談室の相談員の研修負担金44万円の合計115万1,000円となっております。

次に2の補正額ですが、(1)歳出の予算は消費生活相談事業に115万1,000円を追加し、補正後の事業費総額は386万1,000円となるものです。

(2)の歳入予算につきましては、全額北海道からの消費者行政強化事業補助金となります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 この新型ウイルスワクチン接種に便乗した悪質商法というのは、増えているということではよろしかったでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 市内では実際にですね、発生はしていませんが、送りつけ商法とか、副業商法の相談件数が増えておまして、全国的に何かしらのワクチン接種や、コロナウイルスに関連した悪質な特殊詐欺が増加傾向にあるというふうに認識しております。

○松浦敏司委員長 よろしいですか。

他に。

○川原田英世委員 僕からもちょっと確認です。

本当に詐欺の手口が複雑化してきて、またデジタル化に伴って、いろんなあの手この手で高齢者は本当に何を信じていいかわからないというか、本当に社会全体の不信を広げてしまっている、すごく今の詐欺等は悪質極まりないなというふうに思っています、そういった中でこの事業は大切だなと非常に思うのですが、道補助金ですので道のほうでいろいろと考えを持ってやっていることだと思うのですが、例年とちょっと金額が変わっているような感じがするのですが、何か変更されている点とかはあるのでしょうか。

○湯浅崇市民活動推進課長 今回の事業予算につきましては、昨年度、今年度ですね、事業計画を北海道に提示した中でですね、当初115万1,000円を網走市に内示を受けたものでございまして、今後追加の調査も今来ておまして、追加される予定があります。

○川原田英世委員 わかりました。

大事な事業だと思いますので、追加で何か取り組めることがあれば、どんどん取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、消費生活相談事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、高齢者福祉施設環境整備補助金について説明を求めます。

○野呂俊広介護福祉課長 議案資料21ページを御覧ください。

令和3年度一般会計高齢者福祉費補正予算、高齢者福祉施設環境整備補助金につきまして御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります、社会福祉法人が行う認知症対応型グループホームの付添い環境整備に対し補助するため、350万円を追加補正するものでございます。

内容でございますが、介護施設等におけるみとりに対応できる環境整備を目的といたしまして、入居者のみとり及び家族等の宿泊のための個室を確保するため、認知症対応型グループホームが実施する施設の改修費用を補助するものでございます。

2、補正額であります、歳出予算につきましては、国の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用し、1施設当たりの交付基準額となる350万円につきまして、北海道と市を經由し事業主体に補助するものでございます。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおり

となります。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 グループホーム1施設に対し350万円ということで部屋を新しく造るのか、増築するのかわからないのですが、350万円ということで、総事業費というのは何かわかるものなのでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 今回、この対象事業者が行う改修工事の内容でございますけれども、現在の談話コーナー、談話スペースを改修するものでございまして、オープンスペースであるところに壁の設置をいたしまして、間仕切りですとか、あと暖房、換気、電気、消火設備などの整備を行うという事業になってございます。

それと改修費用につきましてはですね、現在約420万円程度の予算を予定しているところでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

それで先ほどあったみとりを含めてということになると、ターミナルの方とかを見ているグループホームとかが主に対象になるのかなというふうに思うのですが、対象になるグループホームの基準とかそういうものはあるのでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 この補助金を受ける対象ですけれども、もちろんみとり介護を行った場合に介護報酬の加算を受けられるという要件がございますので、そのみとり加算の要件を満たしているところということになります。

○川原田英世委員 わかりました。

グループホームも当初の需要から大きく変わって、グループホームがつの済みかになってきているということで、介護の質も相当上がっているのだというふうに認識をしているのですが、網走市内でそういった最期のみとりまでできると、今言ったような施設っていうのはどの程度あるのでしょうか。

○野呂俊広介護福祉課長 網走市におきましては、このみとりのための個室というふうに整備している事業者は、今回が初めてでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

道の補助金なのであれなのですけれども、仮に新たにそういったことで取り組んでいくという事業所があれば、この補助というのは申請することができるものなのか、その都度申請できるのか、どういっ

たスキームになっているのかをちょっと確認を最後にさせていただきます。

○野呂俊広介護福祉課長 今回この交付金、元は国の交付金でございますけれども、介護サービスの提供基盤等整備事業交付金ということで、これまでも介護ロボットの導入ですとか、あとはプライバシーの保護をするための間仕切りですとか、そういった介護施設のハード面での整備を行う交付金でございます。まして、前年度の年にですね、要望が上がってきましてそれで各事業所に要望の取りまとめを行うということでございます。今後におきましてもその要望については各事業所に周知してまいりたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、高齢者福祉施設環境整備補助金については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、母子家庭等自立支援給付金支給事業について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料22ページを御覧願います。

令和3年度一般会計児童福祉費、母子家庭等自立支援給付金支給事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。資格取得に係る養成機関で就業するひとり親の経済的負担を軽減するために支給している、高等職業訓練促進給付金につきまして、制度改正により給付金支給期間が変更となったため、次の経費を追加するもので金額は240万円となります。

これまでの制度では、給付金支給期間が通算36カ月であったため、看護師資格を取得するために准看護師養成期間を経て、高等看護学院に進んだ場合など給付金が支給されない期間が生じておりましたが、このたびの制度改正により給付金支給期間が48カ月に延長されたことから、就業期間中における給付の支給の拡充が図られるものとなります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(1)歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は国庫補助金180万円、一般財源60万円となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 この事業に関しては、ずっと国にこのように拡充を求めてきたのがようやく実現したというふうに思っています。

これまで准看までしかなかなか手が伸びなかった。しかし、国の制度としても准看は7対1の看護を収入報酬で上げた時点で、准看がなかったにも関わらずそこまで国はできなかったと。

あまりにも歯抜けのような制度を続けてきたのですが、これによってある程度のレベルまではたどり着いたのかなというふうに思っています。

それで、大きく期待する事業なのですけれども、まず一つこの増額になっている部分は、これまでの予算だと対象となる方の人数のあくまでも予算という位置づけだったと思うのですけれども、今回のこの補正になっている中身というのはどのようなものなのかを伺います。

○小沼麻紀子育て支援課参事 今回の240万円の内訳は実際2名申請しておりまして、こちらの方が月10万円になりますので、12カ月分の二人分ということで240万円になります。

○川原田英世委員 わかりました。

次に、こういったことになって大きく状況は変わるとなると、この事業で頑張る資格を取りたいと思ってくれる方も多く増えてくれるんじゃないのかなと思うのですが、周知の方法についてはどのような考えでいるのかを伺います。

○小沼麻紀子育て支援課参事 今まででもですね、離婚届を提出された際に、こちらの窓口へ来た際にですね、様々な手続や制度を書いたパンフレットを渡しておりまして、そちらの中で周知するのと同時に、またホームページのほうにも掲載するのですけれども、今回網走の高等看護学院のほうで募集をしないということなので、なかなか利用者が伸びるのかどうかは不明な点が多いと思います。

○川原田英世委員 そういったものもあるのですよ

ね。

なかなか難しいなというふうに思うのですが、ぜひ周知のときはですね、向き合って接していただきたい。

特にひとり親になった、なってしまったというのとはかなり精神的にも参っている方が多い、経済的にもかなり厳しい状況を抱えている方が多くて、何となくかなり厳しい状況に置かれている方が多いのだと思うのですよね。

だから、外から出てくる情報を結構シャットダウンしてしまう方が多いので、そこに光となる事業であってほしいなというふうに思いますので、そこをしっかりと取り組んでいただきたいというのと、今あったように網走高等看護、これがということで近隣の正看となると北見なのかな。赤十字……日赤になるのかなと思うのですけれども、そういったところでこれまでは准看とかとなると専門学校とかそういう形で札幌へ行かないといろいろあったと思うのですけれども、今後こうなってくると日赤の学校で勉強してということも可能になる。

今もなっているのか、ちょっと中身がわからないのですけれども、どういった状況になるのでしょうか。そういったところでは。

○小沼麻紀子育て支援課参事 こちらの制度は、住民票を動かしたところで給付されるものになりますので、私も記憶が定かではなく申し訳ないのですけれども、北見で准看のほうかとれるはずなので、こちらのほうを……網走、北見ですから大体の方は移したところでとりますので、もしかしたら札幌とか、釧路とかそういう養成学校のところに行って、そこで受給をするという形になってしまうと思います。

○川原田英世委員 そうなのですよ。

そうですね。そうか……わかりましたけれども、そういう方がまたこの町に戻って来られるような、何か仕掛けもこれから考えなくちゃいけないと思いますので、その点もいろいろ知恵を出していければと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、母子家庭等自立支援給付金支給事業については、全会一致によって原案可決すべき

ものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について説明を求めます。

○小沼麻紀子育て支援課参事 議案資料23ページを御覧ください。

令和3年度一般会計児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国の新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その実情を踏まえた緊急支援といたしまして、低所得の子育て世帯に特別給付金を支給するため、次の経費を追加するものです。

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、既に4月からひとり親世帯分の支給を開始しておりますが、このたびひとり親以外の子育て世帯で令和3年度の住民税が非課税の方や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計の急変により、住民税非課税世帯相当の収入となった方を対象としまして、児童1人当たり5万円を支給するものであり、金額につきましては事務費400万円と給付金2,350万円の合計で2,750万円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、

- (1) 歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は全額国庫補助金となります。歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、
- (2) 歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 会計年度任用職員の報酬が上がっておりますが、これは新たに何名か採用することによってよろしかったですか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 はい、1名を採用する予定であります。

○石垣直樹委員 1名の報酬に対して85万円ということは、おおよそ1年ぐらいは続くのかなというふうに読み取れるのですけれども、また同時にシステムも導入されるということで相当がっかりとやられるのだろうと想定される中で、これは1回だけの支

給だどこまでやらないのかなというふうに読み取れるのですけれども、今後もこれが続くということによってよろしかったでしょうか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 臨時職員はですね、3カ月、7、8、9月を予定しております、事業が来年の2月の末までになりますので、そこでもし事業の量によって継続するという可能性もあるためにちょっと多めにとっております。

システム改修のほうも付けているのですけれども、一応事業としては1回の支給で、先ほども言ったように来年の2月の末までということになっておりますが、対象のほうは18歳まで、高校3年生までということで、障がいのある方は20歳までということと、あと家計急変の関係で申請が必要になりますので、こちらの審査等もかかってくるので会計年度職員を採用し対応しようと思っております。

○松浦敏司委員長 他にありませんか。

○川原田英世委員 国の全額国庫補助金なので、そこまで言うことはないのですけれども、しかし今、石垣委員からあったように、システム導入委託料で200万円というのは、たしかというかあれですけれども、ひとり親の低所得者への支援というのはもうこれまでもされてきたので、ある程度は網走市ではそういうノウハウというか、システムというのをお持ちなのですよ。

その確認なのですか。

○小沼麻紀子育て支援課参事 確かに今までひとり親世帯では2回しておりますので、そちらのほうはこちらのほうで作業を行ったところ、システム改修しないで行ったのですけれども、今回先ほどもおっしゃっている18歳までのお子さんで、しかもひとり親を外してということでお子さんに重複で支給したりとかするのが大変ですし、あと課税、非課税の問題が今回出てきますので、今までひとり親はそのまま受給されている方ということで支給していたのですけれども、今回そちらのチェックをする部分が多いものですから、システム改修のほうを導入したいと思わせていただきました。

○川原田英世委員 国庫補助金なのでこれ以上は何も言いませんが、何か世の中何でもシステム改修、システム改修と、マイナンバーも何回システムを改修しているのかなというも思っていますけれども、コンピューターに人間が乗っ取られないように気をつけなくちゃいけないなと思っています。

以上です。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分いたします。

午前10時56分休憩

午前11時07分再開

○松浦敏司委員長 再開いたします。

次に、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、認定こども園網走幼稚園整備事業補助金について説明を求めます。

○高畑公朋子育て支援課長 議案資料24ページを御覧ください。

令和3年度一般会計保育所費補正予算、認定こども園網走幼稚園整備事業補助金について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、学校法人光輪学園が実施する、認定こども園網走幼稚園の整備に伴い、当初予定していなかった土壌蓄熱式床暖房システムの導入及び仮園舎の建設費用の一部を補助するため、次の経費を追加補正するもので金額は2,469万円でございます。

事業内容についてですが、1点目は土壌蓄熱式床暖房システムの導入になります。

導入費用は990万円となりますが、法人の意向で導入を決定したシステムであるため、国庫補助金819万円を除く171万円につきましては法人の負担となります。

2点目は、仮園舎の建設になります。

当初、寺の一部改修により対応する予定でしたが、階段の昇降が生じるなど子供の安全対策を考慮し、法人として園庭に仮園舎建設を判断したものであります。

建設費用は2,200万円となりますが、当初予算と同様の算定方法により負担額を算出し、国庫補助金399万6,000円、市負担1,250万4,000円、法人負担550万円となります。

次に補正額でございますが、歳出予算についてですが、補正前の額、補正額、補正後の額につきまし

ては（1）に記載のとおりでございます。財源内訳は国庫補助金が1,218万6,000円、基金繰入金金が190万4,000円、市債が1,060万円でございます。

歳入予算についてですが、（2）に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 1点だけ、基金繰入金を使わなきゃいけない理由って何でしたか。

○高畑公朋子育て支援課長 当初予算におきましても基金繰入金を使っておりまして、それと同様のスキームで行いたいということでございます。

○金兵智則委員 そうなのだと思うのです。

割的にはそうなのだと思うのですけれども、これは何で全て市債ではなくて、基金繰入金を使わなければいけない理由とは何ですか、という質問だったのですけれども。

○高畑公朋子育て支援課長 市債につきましては、上限までここで借りるということで設定をしております。その残りの一般財源分につきましては基金繰入金で補填するという形になります。

○松浦敏司委員長 いいですか、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、それではお諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、認定こども園網走幼稚園整備事業補助金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○松浦敏司委員長 次に移ります。

議案第3号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 議案資料29ページ、資料3号を御覧ください。

議案第3号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに改正の趣旨ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの再交付手数料について、徴収の主体が市町村から地方公共団体情

報システム機構 J-L I S になります。

これまでどおり、市が再交付手数料を徴収することによりはありますが、J-L I S との委託契約に基づき徴収することになるため、市で再交付手数料の徴収根拠を定めておく必要がなくなることから、当該条例の所要の改正を行うものです。

次に改正の内容ですが、条例第2条別表第14に定める個人番号カードの再交付1枚につき800円を削除するものです。

この条例の施行期日は、令和3年9月1日となります。

なお、条例の改正部分につきましては、資料に記載の新旧対照表のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 ちょっと確認です。

仕組み的には、交付してお金をもらうのは窓口で変わらないと、自治体でということなのですけども、もちろん金額も変わらないということですね。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 金額も変更の予定はございません。

○川原田英世委員 それと、個人番号カードって今、何に使うのだろう。個人番号カードって、マイナンバーカードをもらうためのカードっていう何か意味合いが強かった、どういった用途があるものになっているのでしょうか。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 個人番号カードは、マイナンバーカードと同一のものです。

個人番号の通称というか、マイナンバーカードというものですので同一のものになります。

○川原田英世委員 勘違いしていました。

そのマイナンバーをもらう前に送られてきたカードが、個人番号カードなのかとばかり思っていたのですが、どちらかに統一してくれという話ですよ。わかりました。

マイナンバーカードをもらいに行くときに、今まで市に納めていた800円の中身が、この再交付のときにシステム機構にいくよというだけのことでいい。

○渡邊眞知子戸籍保険課長 再交付手数料ですので。交付のときではなく、再交付申請があったときのみの手数料なのですけども、議員のおっしゃったとおりの流れになります。

○川原田英世委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りいたします。

議案第3号網走市手数料条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開します。

次に教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、教育旅行キャンセル等助成事業について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料の26ページを御覧願います。

令和3年度一般会計補正予算のうち、教育委員会費、教育旅行キャンセル料等助成事業の概要について御説明いたします。

補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により教育旅行を中止または旅程変更した場合に生じるキャンセル料等について、保護者負担が生じないよう助成するため追加補正しようとするものでございます。

事業の内容につきましては、市立小・中学校が計画している修学旅行及び宿泊研修を新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対策として中止することに伴い、発生したキャンセル料及び延期、計画変更することに伴い、新たに発生した追加的費用を保護者が負担することとなった場合に、その負担分を助成しようとするものでございます。

事業費につきましては、1,250万円の増額、財源につきましては、2の(1)に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 1,250万円……修学旅行などの日程変更、キャンセルについてということだったので、昨年度に続いてという形になるのかなと思えますけれども、今、現在緊急事態宣言が発令をされて、もう既に影響が出ているのだというふうに思います。

既に影響が出ている部分、そして今後の部分も含めて予算組みがされているのかどうか、その状況についてお伺いしたいというふうに思います。

○小松広典学校教育課長 今回の補正予算の算出でございますけれども、積算を行った時点で予定されている小学校、中学校の修学旅行、それから小学校、中学校の宿泊研修の経費総額に、キャンセル料につきましては最大50%ということになっておりますので、教育旅行経費の総額に対して50%を掛けて算出したものでございます。

○金兵智則委員 総額の半額分と、全ての旅行の半額分ということだったというふうに思いますけれども、その中でも、もう予算を使用しなきゃいけない状況が出てきているのかなというふうに思いますけれども、その辺の状況を最後にお伺いしたいなと思います。

○小松広典学校教育課長 日程につきましては、7月の部分から予定されている部分がございますので、現在まだ修学旅行については実施している分はございませんので、まだ影響はこの予算による必要な部分というのは、まだ発生していない状況でございます。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○川原田英世委員 僕もちょっと1点だけ、保護者負担が生じないように助成するというところでキャンセルが発生した場合には、その旅行代理店等からキャンセルでまとめた請求書が出るのだと思うのですが、それを教育委員会のほうで支払うという形になるのですかね。

そのスキームがわかるように。

○小松広典学校教育課長 基本的に補助金としてですね、親御さんですね、保護者の口座に振り込む形で事務処理をしております。

○川原田英世委員 そしたらまずは、それぞれキャンセルになった場合もキャンセル料として、保護者の方それぞれに請求がいくと。それでその後に、教育委員会からそれぞれの保護者の口座に振り込むということなのですね。

何か難しくしているように感じちゃうのですけれども、それだと。どうなのでしょう。

○小松広典学校教育課長 経費の支払いに関する権限につきましては、所属の学校長に親御さんから委任していただきまして、そのような集めた中での事務処理になるかと思っております。

○川原田英世委員 わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、お諮りいたします。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、教育旅行キャンセル料等助成事業については、全会一致により原案可決すべきものとして徹底してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に移ります。

議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうちバスケットゴール整備事業について説明を求めます。

○大西広幸スポーツ課長 議案資料27ページをご覧ください。

令和3年度一般会計、スポーツ施設整備費バスケットゴール整備事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、総合体育館の移動式バスケットゴールが老朽化しておりまして、今後故障した際に交換部品の調達ができない状況であることから、スポーツ振興くじを活用してバスケットゴールを整備するため取得等の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、移動式バスケットゴール購入費946万円、既存ゴールの解体処分費16万5,000円の合計962万5,000円を計上するものでございます。

2の補正額につきましては、歳出予算は記載のとおりとなっております。補正前の額ゼロ円、補正額962万5,000円、補正後の額962万5,000円、財源は基金繰入金482万5,000円、雑入480万円でございます。

歳入予算につきましても記載のとおりでございます。ふるさと寄附基金繰入金補正額482万5,000円、スポーツ振興くじ助成金が補正額480万円となります。

以上で説明を終わります。

○松浦敏司委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 前にもバスケットゴールのことがあって、やっぱり高価なものなのだなというふうに思って、大事に使わねばいかんかと子供たちにもそう伝えておかないといけないなと思っておりますけれども、内容はわかりました。

それで1点確認したいのが、t o t oの助成金があるのは、大変ありがたいなというふうに思っています。それで残りの部分、ふるさと納税の部分の寄附金の活用ということなのですが、このふるさと納税もいろいろな項目がある中で、何かを使うのだと思うのですが、何が該当する項目になるのでしょうか。

○大西広幸スポーツ課長 ふるさと寄附の項目につきましては、スポーツ施設整備費等に係る寄附金をいただいておりますので、そちらの経費としてここは使わせていただこうと思っています。

○川原田英世委員 わかればでいいのですが、その基金の残り、スポーツに関わる部分って、どのくらいあるものなのでしょう。

○松浦敏司委員長 暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○松浦敏司委員長 再開します。

○大西広幸スポーツ課長 今現在、その数字を押さえておりませんので、今お答えすることはできません。

○松浦敏司委員長 では、後ほどお答えすることによってよろしいですか。

では、そのようにいたします。

川原田委員もそのようにしてよろしいですね。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、議案第1号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、バスケットゴール整備事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで、理事者一部退席のため暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

次に請願の審査を行います。

初めに、請願第28号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についての請願の審査をいたしま

す。

この請願について、委員の皆さんの見解をお示しください。

○金兵智則委員 この請願28号につきましては、採択の方向でお願いをしたいというふうに思います。

例年、この時期に提出をさせていただいております。子供たちの教育の環境をきちんと守っていくという内容で、その都度網走市議会としていろいろと整理している部分がありますけれども、願意を酌んでいただいて、これは採択で意見書を出す方向でお願いしたいなというふうに思っております。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

いいですか。

○澤谷淳子委員 すいません、この国庫負担金の2分の1の復元というのが、ちょっと私にはわからなかったもので、今ちょっと……30人以下学級の実施など、これはもう本当に賛成しております。

なので、ちょっとこれがわからないのですけれども、どうしたらいいのだろう。

継続でお願いいたします。

○松浦敏司委員長 澤谷委員、この2分の1の復元について理解ができれば、継続ではなくてもいいということですね。

○澤谷淳子委員 はい。

○松浦敏司委員長 ではこの請願について、他の委員の中で採択すべきという意見もありますが、この澤谷委員の疑問についてどなたかお答えできる方はいらっしゃいますか。

○川原田英世委員 2分の1というところなのですが、本来学校教育は義務教育ですので、憲法上にとわれているとおり、国が責任を持って子供たちの教育をしっかりと行っていかなければならないということです。これまではここに書いていますけれども、2006年まではですね、2分の1の国庫負担、国の負担があって、そして地方自治体にそのほかということだったので、それが変わってしまったと。

2分の1から3分の1に減っちゃったのですね、国からのがですね。それで自治体に委ねる部分が、2分の1ということで負担が大きくなったということです。

それで維持ができれば問題はないのですが、地域間の格差というものですね、都市部と地域の格差というものもだんだんと大きくなってきましたし、子供の出生率も地域間で大きく変わって、となると、

子供の数も人口割合も地域間で大きく変わるので、すると地域間の負担の大きな差が生まれてくる。

地域間での格差が、教育にどんどんと深くなっていってしまうという状況が発生してきているのが、今現在の状態になってきています。

なので、ここはやっぱり一度、国の負担をですね、2分の1というところが今書いてありますけれども、国がしっかりとある程度均一に負担を持っていただいた中で、義務教育は行われていくべきだろうという意味での2分の1と、元に戻してくださいというような文言になっています。

○松浦敏司委員長 澤谷委員、そのことで理解できたでしょうか。

○澤谷淳子委員 ぱっと理解をしたとは言えないのですが、ただこの数字を入れなければだめですか。

例えば、何かこうもって国の負担を充実させてくださいとか、そういう表現ではだめでしょうか。

○川原田英世委員 言っていることは、そういうことなのですね。

○松浦敏司委員長 他に御意見ありませんか。

○近藤憲治委員 こちらについては、毎年議論をさせていただいているものです。

前提としては、義務教育費の国庫負担というのは、教育は国家百年の大計ですから、文部科学省も憲法26条を根拠条文として義務教育に対する国の責任を果たすと同時に、この制度を通じて全国全ての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られているという認識に立っているのです、まずは義務教育費を国庫負担にしていくべきなのだというのは、私どもも認識をしております。

この請願に書かれている、国庫負担率を2分の1にすべきなのだという部分の主張なのですが、先ほど川原田委員からも少し補足の説明をいただきましたけれども、そもそもの発端としては平成16年に三位一体の改革があって、地方関係6団体から義務教育の国庫負担金については、普通交付税化してほしいという要望があって、このような形態になったというふうに受け止めております。

その後、時代が過ぎて今日に来ているのだけれども、問題は普通交付税化された結果、教育予算が本当に教育予算として充当されているのかということが、懸念としてあるのかなということだと思いま

す。

文部科学省もそこは地方教育費調査というものも毎年行っていて、学校教育費がですね、国が措置したものがその後どういうふうに流れていっているのかというのを毎年調査してですね、公表しています。

これを見るとですね、学校教育費の総体というのは3分の1化される前後をとってみてもですね、13兆8,000億円台で大きく推移変化をしているわけではなく、また直近の年次を見てみるとですね、むしろ増えているという構図もあります。

そういう点では、2分の1復元をすることが義務教育を充実させていくという答えに直結するとはちょっと私は考えておりませんので、義務教育費を国庫負担にしていくこと、さらにそれをより充実させていくことについては根本的に理解するところまでございますので、この負担率2分の1への復元という部分を意見書提出の段階でですね、修正、整理させていただきたいというのはまず1点。

それからもう1点は、記の5に書かれておりますけれども、高校授業料無償制度への所得制限撤廃の部分につきましても、所得が十分にある方にも無償化というのはちょっといかがかなものかなというのが1つ。それから朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回という部分についても、ちょっと見解を異にしますので、5については意見書にちょっと掲載できないのかなというのが、私どもの考え方でございます。

○松浦敏司委員長 各委員から意見が述べられました。

委員長の判断としては、いわゆる意見書の中で、文言を修正するという、あるいは整理するというようなことであれば、この請願については採択してもいいというようなふうには私は受け止めたんですが、そのような受け止め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、この請願第28号については採択とし、意見書の中で今、澤谷委員や近藤委員からお話があった部分について、後に修正するというような作業を行っていきたいというふうに思いますが、そういうことで進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松浦敏司委員長 わかりました。

では、そのようにしていきたいというふうに思います。

○松浦敏司委員長 それでは次に移ります。

請願第29号令和3年度一般会計予算の修正可決の尊重を求める請願について審査いたします。

この請願について、各委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思っております。

○石垣直樹委員 ニコニコアバシリゴハンさんからのこの請願でございますが、前回、ニコニコアバシリゴハンさんは請願を出して取り下げたという経緯がありまして、今回のこの内容に関しまして読ませていただくと、議論の経過を重視し議会の決定を尊重することを求めます。

記の1番に、網走市教育委員会は令和3年度一般会計予算の修正可決を尊重することと書かれておりますが、尊重されていない事態があったのかどうかというのがまず争点になるかと思っております。

私の認識では、そういった事態がないと、事実がない中で、このような請願は不採択としかならないというふうに考えております。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○澤谷淳子委員 今、石垣議員の発言もあったのですけれども、私も読んでも、読んでもちょっとそのあたりがわからなくて、3月の時点ではもう予算の減額というか修正案が通って、みんなが賛成してその予算が決まって、それでこういう今の形になっているので、今後も何かしないとかそんなことでもなかったもので、この出ている意味が私には理解できなくて、すみません。

なので、本当に何でこれが出てくるのか意味がわからないので、だからさっきの話じゃないけれども、継続でお願いします。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○近藤憲治委員 それではこの請願第29号について、これ後から出てくる30号とちょっと似てはいるのですけれども、そもそも議会とですね、執行部との関係を理解していただきたいなという問題意識があります。

あくまでも予算の調製ですね、予算を計上する権利、そしてまたそれを議案として提案する権利というのは、市執行部側にあるものであるというふうに認識しております。

3月の議会において、確かに一部議案の修正があり可決をされましたけれども、その後ですね、どのような議案をつくるのかというのは、あくまでも執行部側に委ねられているという権限でございますの

で、そこについてですね、議会の側から議案もない状態で、ああするべきだ、こうするべきだというのは、関係性としていかなものかなというふうに考えております。

そういう点ではですね、中身云々というよりもですね、議会と市執行部側との関係性を御理解くださいということで、この請願については不採択というふうに考えているところでございます。

○松浦敏司委員長 はい、ほかに。

○川原田英世委員 紹介議員に名前が上がっているもので、あまり深く話すのはどうなのかなと思うのですが、まず1点目です、修正可決を尊重することということで先ほど石垣委員からもありました。

そんな事態が生じているのかというところで、私の伺っている範囲だと学校の生徒たちにこういうふうにしますよということで、お手紙が教育長名で出ていると思うのですが、教育委員会にお伺いしたいのですけれども、今現在この案件、否決された、修正された部分で取り組まれていることは何がありますか。

○田口徹学校教育部長 現在ですね、教育委員会のほうでは3月の議決を重く受け止めまして、その上で内部で検討しまして、3月に提案した内容を大きく変更しました案を学校のほうに説明している状況にあります。

○川原田英世委員 私のほうに聞いているのは、案の変更点はないというふうに聞いているのですが、どういった内容で説明しているのでしょうか。

○田口徹学校教育部長 変更の内容ですけれども、3月に提案をさせていただいたのは、小規模調理場を大規模調理場への集約とそれに関わる運営について業務委託をしたいという案を提案させていただいたのですけれども、3月の議決をいただきました結果、再度教育委員会で検討し小規模調理場の集約はする方向で検討するのですが、運営については直営でやりたいということで変更の説明をさせていただいているところです。

○川原田英世委員 はい、そこなのですよ。

そこなのです。

3月の議会で民間委託というのは、口頭で説明を受けて、来年にはしていきたいということで一体的に考えているとは言ったけれども、議件としては上がっていないのですよ。

議件として扱われているのは今説明されているも

の、子供たちに説明してペーパー出したものが、私たちは議件で修正したものなのですね。同一のものなのです。今それで動かれているということですね。

先ほど近藤委員からありました。確かにそのとおりなのです。おっしゃるとおりなのですが、当初予算というのは1年間執行されている予算なのですね。その1年間執行される当初予算を修正可決されたということは、1年間はいじれないのですよ、その部分に関しては当然のことです。

補正予算ですから、当初予算で足りないものを補正するのですよ。

それを議会の意思統一で上げたものを、年度内に変えろとか、そういった動きがあること自体が、多分調べてみていただければわかると思うのですけれども、議会の仕組み上、本来はまずあり得ないことだというふうに私は認識しているのですけれども、その点について近藤委員どうでしょう、当初予算という位置づけから考えると、ちょっとおかしいと私は思っているのですけれども、その見解をちょっと伺いたいと思います。

○松浦敏司委員長 川原田委員の質問に対する答弁の見解はありますか。

○岩永雅浩教育長 川原田委員がおっしゃるとおり、3月の当初予算については修正をされましたので、提案した内容については一切予算がついてないという状況です。

当初予算については、そこで結審をしたというふうに考えておりますし、議論経過についても尊重をしているわけでございます。

その中で我々が提案した背景については、何ら変わった状況がありませんので、そこは1日も早くその問題を解決したいというふうに考えております。

その中で先ほど部長が申し上げたとおり、どういうことができるのかといったことを教育委員会内部でも議論をして、現在事務を進めているということでございます。

また新たに提案ができる条件が整えば、1日も早く私たちはその内容について提案をさせていただきたいと。

改めてです。新たにですね、提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 つまり、動きをされていて、尊重というところが、だから出てきたのだろうなど。この請願が出てきた理由は、そういうふうに動かれ

ているところから、関係する市民の方が不安に思って、こういった形になってきたのだろうなどというふうに、僕は逆にそう受け止めるところなのです。

議会の議論を十分に尊重しているということでしたので、余り深く言うことはありませんけれども、相当これまでの調査の中で、相当前からこの問題はあったが、それが細かく課題解決策を探ってきたのでしようけれども、大きな動きはなかった中で、なぜ今当初予算でこういったことになったのに、また同じ年度内でそこまで急ぐのだと。

これまで数年間、課題が棚上げにされてきた中でなぜここののだと、そこもわからないというのをいろんなことがここに表れているのですよね。だから、尊重してくれという市民からの声であります。

なので、私は単純にそういった認識があって、市民の不安の声があるのであれば、当然請願は採択すべきだというふうに思っています。

○工藤英治委員 請願の趣旨に対してですが、一定は一定で完結しております。そして流動する中で政治というのは、次の定例会が束縛されるそのことはあり得ない話なので、この請願に関しては採択にはできませんという立場を表明いたします。

○松浦敏司委員長 不採択ということでよろしいですね。

○工藤英治委員 はい。

○金兵智則委員 今の工藤委員のほうからも、一定は一定で終わっています、その先については束縛されるものでありませんと。

そうじゃなくて、一定で修正可決されたことを尊重してくださいって言っているのだから、尊重しなくていいよっていう話ではないわけですよね。

そこで可決されたことを尊重してください、価値あるものとして。尊重というのは、価値があるものとして大切にすることという意味らしいですね、辞書の中ではね。

それをしてくださいって言っていることで、提案するななんて言っていないですし、提案……議会と理事者側の関係上っていう説明もありましたけれども、いやいや、そうじゃないですね。

尊重してくださいって言う請願なので、これは何か、不採択というのがちょっと僕にはよくわからないということで、私自身は採択という考えです。

○近藤憲治委員 尊重というニュアンスがいろいろな意味合いを含んでいるから、こういう議論もある

のかなと思うのですけれども、私は工藤委員がおっしゃられたのが原則論だというふうに思います。

一回議会意思が示された案件に対して、その後に理事者がどういう態度をとるのかというのは、基本は自由だと私は思っています。

この案件を説明するためにはなくて、一般論としての話です。

広島県のとある自治体で副市長の選任の議決が必要だという際に、民間から副市長さんを登用しようという話になって、一回議会で否決をされてしまいました。しかし、市長さんはどうしてもその副市長候補を副市長にしたかったので、また次の会期で出しました。

残念ながら通りませんでしたけれども、理事者のいわゆる議案の提案権というのは、そういうものだというふうに認識していただくことが必要だと思います。

感情としてですね、前回の定例会のときにああいふ議論があったのだから、次の議案はこんな感じなのかなというふうに思われるのは自由だと思うのですけれども、それを汲む、汲まないも含めて、理事者の予算の提案権の範疇だと私は思っていますので、委員の皆さんの思いはよく聞かせていただきましたけれども、仕組み上はそうなっているというふうに考えておりますので、不採択の見解には変わりません。

以上です。

○金兵智則委員 まとまらないのかもしれないですけれども、今、近藤委員が言われたことはそういった事実があったと、それはそうなのだろうと思います。

それが理事者側の提案権なのだと思います。

だからこの尊重の部分っていうのと、全くもってつながるかどうかは、僕にはよくわからないのですけれども、別に出してくるなどは言っているわけでも何でもないのですよね。

それを広島県でしたか、副市長のお話、それはそれで、はい勉強になりました。

そのとおりののだと思います。僕もそれは認識しております。何回出してきたっていいのだとは思いますが、思いがあるのだったのなら。

それとこの請願との話が、どう整合性がつくのか僕にはちょっとよくわからないので、うちは採択だという考え方ですね。

○近藤憲治委員 今、金兵委員からの発言で、これ

はそんなに議案を出すなというニュアンスではないという御説明がありましたけれども、この文言を読ませていただくと、結局は3月議会の議論を含んだ要素で新たに議案をつくらないと、そもそも議論できないよというニュアンスにも受け止められてしまうのですよ、読みようによっては。

だからある意味、こういう内容じゃないと議案は通さないよというのを事前に醸し出しかねないと。

これって言い方を変えれば、事前協議だったり、または議案可決に向けて事前に条件づけをすることになるものですから、議会と市執行部との関係性に問題をはらむものではないのかと私は考えておりますので、その点についてちょっと御説明をさせていただいております。

多分読み手によって捉え方が多分あると思います。そこは尊重という言葉のニュアンスの難しさだとは思っています。

以上です。

○松浦敏司委員長 議論が続いておりますが……。

○石垣直樹委員 話の中で、生徒への手紙を出したと。

その部分が尊重に当たらないような表現を含んでいるのであれば、それをちょっと資料要求したいのですけれども、いかがでしょうか。

○松浦敏司委員長 それはどんな文書だったのかという意味ですか、出してほしいということでしょうか。

教育委員会、それは……。

では工藤委員、どうぞ発言を。

○工藤英治委員 資料要求は委員会で決をとってからじゃないと……、私は必要ないと思います。

○松浦敏司委員長 では他の委員、今必要ないという工藤委員からありましたけれども、ほかの委員はどうでしょうか。

○川原田英世委員 審査に必要な書類なので、それは必要なのではないのでしょうか。

当然要求するものだと思いますが。

○松浦敏司委員長 ほかに。

○石垣直樹委員 自分が最初に申したとおり、尊重をされている、尊重をされていないという事実がない中で、これは不採択という話をさせていただきましたけれども、そういった資料で尊重されていない部分がありますというお話がございました。

であれば、その資料を見て審査しないと答えを出すことができませんので、資料要求をしたままで

す。

○松浦敏司委員長 他の委員。

ちょっと、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○松浦敏司委員長 再開いたします。

先ほどスポーツ課の答弁がありましたけれども、今、スポーツ課長のほうから答弁の許可の申し出がありますので、まずそちらのほうを先に優先して聞きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、大西スポーツ課長。

○大西広幸スポーツ課長 先ほど川原田委員のほうから御質問いただきました、基金残高なのですけれども、ふるさと給付基金の中のスポーツ環境整備基金となりまして、平成31年度末の残高がですね、1億8,087万7,536円となります。

以上です。

○松浦敏司委員長 よろしいですか。

○川原田英世委員 はい。

○松浦敏司委員長 それでは資料のことですが、子供たちではなく保護者に対して文書が出されているということでありまして、基本的には保護者に渡っている文書であります。

それについては、基本的に出せるのではないかというふうに思うのですが、工藤委員そういった形でよろしいですか。

そういうふうに、基本的には保護者のみんなに渡っている中身なので必要だという委員がいて、それがなければ前に進めないということであれば、別に問題がないのではないかと委員長として判断するのですが、それでよろしいでしょうか。

○工藤英治委員 委員会が資料要求をして決定するのだったのなら、それはそれでいいのではないですか。

そしてなおかつ、執行機関が出せると言うのだったのなら、それはそれでいいのではないですか、順序として。

○松浦敏司委員長 では、基本的には教育委員会としても、それは保護者に出している文書なので、それは出せるということでもよろしいですね。

内部的に決裁が必要だということではありますが、暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後0時00分再開

○松浦敏司委員長 再開します。

今の資料要求の関係ですが、先ほどちょっと私のさばきが正しくなかったといえますか、委員会としてそういうことで要求するという確認したいのですが、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ではそういうことですので、教育委員会のほうでぜひそれは資料として出していただきたいということで、ちょうど12時を回りましたので、案件がまだありますので、とりあえず昼休みの休憩をして、再開は午後1時にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

もう1本あるのですよね、やりますか。

資料との関係があるので……

今の部分でいうとね……

休憩します。

午前0時03分休憩

午前0時04分再開

○松浦敏司委員長 再開します。

今、審議の途中でありますけれども、資料の用意もごございますので、昼休み休憩をとって再開を午後1時にいたします。

では休憩に入ります。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○松浦敏司委員長 それでは再開いたします。

初めに、請願第28号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人学級以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提出についてであります。この意見書について文言を一定整理しましたので、皆さんのところにお手元にございますか。

今お配りしたいと思いますから、若干休憩いたします。

午後1時01分休憩

午後1時02分再開

○松浦敏司委員長 再開します。

印刷に若干時間がかかっておりますので、初めに所管事務調査について局長のほうからお願いします。

○林幸一議会事務局長 それでは、所管事務調査の実施について御説明申し上げます。

まず、常任委員会の権限につきましては、地方自治法第109条第2項に規定されており、本会議で付

託された議案や請願等の審査と委員会が所管する事務の調査の二つがございます。

言い換えれば、常任委員会では議案等の審査と所管事務の調査しかできないこととなっております。

所管事務調査につきましては、網走市議会会議規則に規定があり、常任委員会が所管に属する事務について調査しようとするときは、調査事項、調査目的、調査方法、調査期間をあらかじめ議長に通知しなければならないと定められております。

ここで御協議いただきます内容は、当委員会ですら所管事務調査を行うため、お手元に配付の所管事務調査の実施案ということになりますが、委員会として、機関決定していただくというものでございます。

この所管事務調査の実施について、案が委員会として機関決定され、委員長から議長に通知されますと、議長はこれを受けて、所管事務調査の閉会中継続調査について本会議に上程して議決を求めることになります。

議決されますと、議会が閉会中であっても委員会の調査活動が可能となり、ほかの委員会におきましても調査事項は異なりますが、同様の手続をしていただくこととなっております。

なお、この所管事務調査実施の手続は、一般選挙後の初議会のときと常任委員の任期であります、2年後の6月議会で協議いただいておりますので、御協議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○松浦敏司委員長 ただいま、当委員会の所管事務調査の実施について説明がありました。御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、当委員会の所管事務調査の実施については、お手元に御配付の所管事務調査の実施についての案のとおり決定いたしました。

○松浦敏司委員長 次に行政視察について協議いたします。

今年度の行政視察についてであります。本年度の行政視察を実施するか否かを決めていただきたいと思います。

全国的に新型コロナウイルス感染症がまん延しております。

改選期は10月に実施していますが、秋までにこの状況が収束するかどうかは依然不透明であります。

現在の情勢を鑑みても、行政視察希望の自治体によっては、受入れを断られる可能性が高いと見込まれます。

この点を考慮していきながら、実施するか、否かについて協議をお願いいたします。

○川原田英世委員 現在のこのコロナ禍の状況、これからワクチンが接種されてどういうふうになっていくのかというのがありますけれども、いずれにしても今の状況でどこかへ視察に行くというのは困難であろうと思いますし、受け入れる側としてもこれは厳しいんじゃないかなというふうに思っています。

タブレット等も配付されることになりまして、となると、この前のようなウェブで緊急な課題があれば、視察を行うということを一瞬の念頭に入れながら、今は何とも基本的にはできないというところでは結論は出ないのではないのかなというのが、僕の見解です。

○松浦敏司委員長 ほかにございませんか。

○工藤英治委員 所管事務調査は昨年もしておりません。

やはり、やるべきが本来筋とっております。

それでやるということを決めておいて、受入先それから視察目的等を考えあわせ、正副委員長のもとで取りまとめをしていただき、そして結果できない可能性も考慮しながら考えていただきたいと思います。

○松浦敏司委員長 ほかに何かありますか。

今、工藤委員からと川原田委員からお話がありました。

状況を見ながら正副で判断するというようなことにしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように基本的には行くという方向を考えながら、状況を見て中止もありうるというような形になるかと思えます。

行政視察については以上であります。

それでは、意見書について配付いたしますので、暫時休憩します。

午後1時07分休憩

午後1時08分再開

○松浦敏司委員長 再開いたします。

ただいま、義務教育費国庫負担制度堅持と充実、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・充実と

就学保障の実現に向けた意見書（案）について、お配りしましたが、このような内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということですので、請願そして意見書については、採択ということに決まりました。

これによってこの請願については、委員長より委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき関係行政庁に提出することといたしますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後2時00分再開

○松浦敏司委員長 それでは、再開いたします。

初めに、教育長から発言が求められておりますので許可いたします。

○岩永雅浩教育長 先ほども申し上げたとおり、学校給食施設整備事業に関わる歳入歳出予算が修正可決されたことを、私たちは大変重く受け止めておりますし、尊重もしております。

さらに、附帯意見として教育委員会に対しては、未来ある子供たちのために人口減少の課題を認識しながら、地域との協働をも進め教育行政について取り組むこととされておりましたので、児童生徒数や労働人口の減少という不都合な事実を受け止めつつも、小規模校の抱える課題をできるだけ早く解消することが重要との認識で、これまでも学校給食の課題に向き合ってまいりました。

ただいまお配りした資料は、予算審査特別委員会などの議論経過を尊重し、当初計画を大きく変更した内容となりましたので、保護者への説明資料として作成したものでございます。

この資料は、5月20日に開催された文教民生委員会所管事務調査にも提出をし、説明させていただいたものですので改めて説明はいたしません、今後の保護者説明会でも活用するものでございます。

○松浦敏司委員長 それでは質疑を続行したいと思います、他に意見がございますか。

よろしいですか。

○川原田英世委員 僕も一応、一度読ませていただいていたのですが、改めて見させていただ

ておりますが……すみません、教育委員会への質問になっちゃうのですけれども、全ての小中学校の保護者の方にお配りをしたということなのですかね。

そこだけをちょっと確認させてください。

○田口徹学校教育部長 はい、そうですね。

全ての小中学校に配付しまして、そしてこの後に時間を作っていて、現地で説明会も開催するというところで話しているところです。

○川原田英世委員 先ほど教育長からもあったところですが、大幅に計画が変わったかどうかというのは、受け止め方にちょっと温度差があるのかなとは思っていますが、いずれにしてもこういった形で進めていきますよ、御理解くださいということでもう進めてきているということです。

それを受けてこの請願が出ているということですので、そこを受け止めて私はこれを採択すべきだというふうな考えを持っておりますので、その点は申し上げさせていただきたいと思えます。

○松浦敏司委員長 それで、先ほど石垣委員から資料がなければ判断ができないということでしたが、資料が届いてお読みいただいたと思えますが、どのような判断なのかを伺います。

○石垣直樹委員 資料を読ませていただいたのですが、議会の決定を尊重していない部分というのが読み取れなくてですね、どこの部分なのかおわかりの方がいたら教えていただければと思えますけれども。

○松浦敏司委員長 理解できないということですか。

尊重していないというふうな表現があるけれども、この文書を見てもそういうふうには感じないということですね。

そういう意味で石垣委員の意見としては、採択に賛同できないという意見に変わりがないということでもよろしいですか。

○石垣直樹委員 議会の決定を尊重していない部分がこの資料から読み取れないので、最初のとおりそのような事実がないので、不採択ということに変わりないですね。

○松浦敏司委員長 それではなかなか各委員の意見が一致しませんので、この請願につきましては閉会中継続審査というふうにしたいと思えますが、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきました。

○松浦敏司委員長 次に移ります。

請願第30号網走市教育委員会による議会軽視・民意無視の学校給食の一部集約化に対し、毅然とした反対姿勢を貫くことを求める請願について審査いたします。

この請願についての各委員の御意見を伺いたいと思います。

○澤谷淳子委員 こちらは不採択でお願いいたします。

最初から表題というのでしょうか、民意無視とかが書かれていますけれども、先ほども言っていましたけれども、今までもともと60回も説明会をやったり、370名ぐらいの方も参加していただいたり、そういうこともやっていましたし、民意無視ではなかったともうこの時点で思いました。

この内容も、書かれているのがまだ出てもない6月議会に提案しようとしていると聞きますとあるので、これ自体は不採択でお願いいたします。

○松浦敏司委員長 ほかにありませんか。

○石垣直樹委員 網走市教育委員会による議会軽視・民意無視の学校給食の一部集約化に対し、毅然とした反対姿勢を貫くことを求める請願でございますが、この文章にある、「網走市教育委員会は、3月議会の決定の一部である学校給食の一部集約化を6月議会に提案しようとしていると聞きます」という文章でございますが、網走市教育委員会に伺いたいのですが、そのような事実はあるのですか。

○岩永雅浩教育長 教育委員会といたしましては、3月の議会で一部予算については、修正否決をされたということを重く受け止めておりますけれども、先ほど午前中にも申し上げましたが、小規模校を取り巻く状況については何ら変化がありませんので、私たちは一刻も早くその解消のためにできることをしたいというふうに考えておりますし、条件が整い次第、一日でも早く議案を整えて提案したいというふうに考えております。

○石垣直樹委員 それでは、6月議会に提案される可能性があるということでもよろしかったですか。

○岩永雅浩教育長 時期につきましては、これまでの議会での議論経過もありますので、それが満たされたというふうに考えた段階で提案をさせていただきたいと思っています。

○松浦敏司委員長 いいですか、石垣委員。

他にありませんか。

○近藤憲治委員 請願第29号でも述べさせていただきましたけれども、請願第30号も論旨としては同じであります。

あくまでも3月の段階での議会意思の表明というのがされたわけですが、その後どのような議案をつくるのかというのは、あくまでも予算提案権の範疇でございますので、そこは教育委員会で納得のいく議案ができた段階で上程していただければ、その段階で我々が判断するという筋論でございますので、このようなことを言われても我々は困りますということで不採択。

以上です。

○工藤英治委員 一日も早い集約化というのが必要だと思いますので、この請願に関しては、私は不採択にさせていただきたいと思います。

○松浦敏司委員長 他の委員。

○石垣直樹委員 教育長からもお話があったとおり、給食を止めるわけにはいかになく、懸念される材料があればそこを改善していくのが役割だと思っておりますので、集約化に向けて進んでいかなければならないと私も考えております。

ですので、この請願に関しては不採択とさせていただきます。

○松浦敏司委員長 他の委員。

○金兵智則委員 一日も早く安心、安定的な給食の体制づくりにしていきたいというふうな教育委員会からの御説明を何度か受けております。

その手法の一つに、一部集約化があるのだというふうに思いますし、ただその一部集約化じゃなくてもできるんじゃないのかという議論もまだ所管事務調査の中でいろいろなやり取りをしていますので、一部集約化に対して毅然とした反対姿勢を貫くと言われてしまうと、一部集約化以外の方法も可能性があるのではないかと思っている人もいますので、そういう人たちにとってはいいのかもしれないですけども、いろいろな選択肢がある一つのものなので、一部集約化がそのまま全て反対というわけではないので、今後それこそ地域等を巻き込みながら、いろいろと議論していきながら形をつくっていきましょうと。

ただ、スピード感を持ってというような話をしていたと思うので、僕は継続でいいのかなというふうに思っております。

○松浦敏司委員長 他の委員いかがですか。

○石垣直樹委員 本請願を採択させていただきます。

と、学校給食を存続させる選択肢の一つである一部集約が断たれてしまうということになりますので、そういう考えからもやはりこれは不採択にするべきだと思います。

○松浦敏司委員長 川原田委員はいいですか。

○川原田英世委員 はい。

○松浦敏司委員長 では、意見の一致を見ないと、継続と不採択というようなことでありますので、この請願については閉会中継続審査とすることにしたと思いますが、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

以上で、本日の……。

○川原田英世委員 所管事務調査についてなのですが、ワクチンに関しては特別委員会ではなく、ここに一度議件が来たということで、当委員会では取り扱うことになっていると思うのですが、ある程度の一定のペースでよく進んでいるというところもあれば、同じようにちょっと問題が出ているというところもあると聞いていますので、一度所管事務調査をする必要があるのではないのかなというふうに思っています。

それとあわせて、今議論になっています学校給食についても、状況がどういうふうになっているのか、変わりが無いのだろうとは思いますが、それについても今後の在り方を議論していく必要があるのかなと思いますので、ぜひ所管事務調査の検討をお願いしたいと思います。

○松浦敏司委員長 その点については、正副で協議し状況判断をして、必要であれば実施したいというふうに考えております。

以上で、今日の文教民生委員会を終了したいと思います。

御苦労さまでした。

午後2時13分閉会
